

茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業に係る業務方法書

令和4年9月22日制定

令和5年6月16日改正

鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会

(目的)

第1条 この業務方法書は、鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「協議会」という。）が行う茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業実施要領（令和4年7月26日付鹿児島県農産園芸課長通知。以下「実施要領」という。）及び茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年8月31日付鹿児島県農産園芸課長通知。以下「交付要綱」という。）に関する業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的に運営するものとする。

(補助金の管理方法及び使途)

第3条 協議会は、交付要綱第3条に基づき、業務の原資となる県からの補助金（以下「県補助金」という。）について、鹿児島県知事に対して交付申請を行い、当該交付申請に係る補助金の交付を受けるものとする。

2 協議会は、県からの補助金については、他の業務に係る経理と区分して整理するものとする。

3 協議会は、県補助金を実施要領第3に掲げる事業以外の使途に使用してはならない。

4 協議会は、県補助金を鹿児島銀行普通預金により管理する。

(業務の内容)

第4条 協議会は、施設園芸農家が負担する国の燃料高騰対策の積立に要する経費のうち、農家が積み立てる積立金に対し、実施要領の運用に掲げる助成単価に基づき助成するものとする。

(事業参加の申請)

第5条 国の施設園芸セーフティネット構築事業参加者が当該事業への参加及び実施方法に同意する場合は、別紙様式第1号を支援対象者（協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下「協議会業務方法書」という。）第5条に定めるもの）を通じて協議会に提出するものとする。

(燃油補填積立金の納入)

第6条 協議会は、前条により支援対象者から提出された申込書の内容を確認し、実施要領第5条に基づき県補助金額を算出し、事業参加者の燃料補填積立金の一部として積み立てる。

2 協議会は、協議会業務方法書第14条第1項に定める算式に当てはめて算出した額から、県補助金分を差し引いた額を燃料補填積立金とし、別紙様式第2号により積立契約（協議会業務方法書第11条に定めるもの）を締結した支援対象者に通知し、積立金の納入を依頼するものとする。

(補助金の交付通知)

第7条 協議会は、燃料補填積立金を納入した支援対象者に対して、別紙様式第3号により、県補助金を交付し、事業参加者の燃料補填積立金として積み立てたことを通知するものとする。

(助成の中止)

第8条 協議会は、積立契約を締結した支援対象者の積立金の納付が確認できない場合は、助成を中止するものとする。

(証拠書類の保管)

第9条 協議会は、当該事業の助成金の交付の基礎となった証拠書類を、当該事業に係る助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(関係機関との情報共有)

第10条 協議会長は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する市町村等との間で管内の情報を共有するものとする。

(その他)

第11条 協議会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項については、協議会業務方法書及び同業務方法書施設園芸セーフティネット構築事業細則に準ずる。

附 則

この業務方法書は、令和4年9月22日から施行する。

この業務方法書の変更は、令和4年12月16日から施行する。

この業務方法書の変更は、令和5年6月16日から施行する。

変更前の業務方法書に基づく事業については、従前の例による。